

動物の快適性に配慮した適正飼養指針

猫の繁殖施設（作業原案）

A. 環境：猫に適した生活・滞在の場所を提供する。

①施設	<p>(施設全般)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 施設は、飼っている猫の種類や数に見合った作りであること 〔圖三条二八〕2. 施設は、猫を飼うことにかかわる作業を行うのに十分な広さであること 〔圖三条二六〕3. 施設には、猫を飼うための設備（ケージ等）があること 〔圖二条二四イ〕4. 建物には光を入れる窓または照明があること 〔圖二条二四ロ〕5. 施設では、水が使えること（水が出て、流せる） 〔圖二条二四ハニ〕6. 猫を飼うための設備（ケージ等）が室内にある場合、温度を調整する設備（エアコンなど）があること 〔圖二条二四ル〕7. 猫を飼うための設備（ケージ等）が屋外にある場合、日差し、雨、風をさえぎる作りであること 〔圖二条二四ヲ〕8. 猫のなき声、におい、毛などが飛びちることで、周辺的生活環境に多大な迷惑をかけるないように、施設の出入口を管理できる作りであること 〔圖二条四〕 <p>(飼養設備)</p> <ol style="list-style-type: none">9. 猫が寝るための場所と、それ以外の生活に使える場所があること 〔細三条一〕10. 猫が寝る場所は、猫が落ちついて休むのに適した広さであること 〔細三条一〕11. 猫が生活に使える場所は、猫がゆったりと動ける広さであること 〔細三条一〕12. 猫を飼うための設備（ケージ等）は、飼っている猫によって、簡単にこわされない作りであること 〔圖三条二七ホ〕13. 猫を飼うための設備（ケージ等）は、空気が通る作りであること 〔圖三条二七八〕14. いつも飼われている所とは別に、母猫が出産の前後に使える場所があること 〔基共通一（一）キ〕15. 授乳中の母猫が使う場所は、母猫が子猫から自由にはなれ、また戻ってこられる作りであること 〔圖共通一（一）キ〕
②管理	<ol style="list-style-type: none">1. 1日に1回以上、施設の見回りを行い、建物や設備を点検した結果を記録すること 〔圖二条二〕2. 施設や設備について、整備または修理した記録を残すこと 〔圖二条三〕3. 猫が居る場所は、極端な低温や高温とならないよう、室温を管理すること 〔圖五条一ト〕4. 猫が居る場所に、便や尿などの臭いがたまらないよう、換気や消臭を行うこと 〔細〕

	<p>2条六</p> <p>5. 猫が居る場所に、毛やほこりが飛び散ったり、たまったりしないよう、掃除や換気を行うこと 細2条六</p> <p>6. 万が一、猫が逃げ出したときのために、猫の所有者がわかるようにすること（迷子札、マイクロチップなど） 法7条6 細5条一レ 国共通5</p> <p>7. 万が一、災害等がおきたときのために備え、猫の安全を守るための方法を定めること（避難場所、フードや水のたくわえなど） 細5条六ニ</p>
③動物	<p>1. 猫が寝る場所では、猫は立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること 細3条一 国共通1（2）ア</p> <p>2. 猫が生活に使える場所では、猫は歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の猫にふれずに横たわることができること 細3条一 国共通1（2）ア</p> <p>3. 適切な温度が守られており、猫に、ふるえや、パンチング（あえぎ呼吸）※などが見られないこと 細5条一カ</p>

※「ハアハア」と口を開けた早い呼吸のことで、これにより体に溜まった熱を逃がす

B. 食事：猫に適切な食事を提供する。

①施設	1. フードを保管する場所があること 国三条二四
②管理	<p>1. 猫の年齢や健康状態に合わせ、フードの種類、量、回数等を調整すること 国二条2 細5条一チ</p> <p>2. いつも新鮮な水が飲めるようにすること 国二条2 細4条一 細5条一チ</p> <p>3. 子猫の成長に合わせた離乳プログラムを定めること 国八条一</p>
③動物	<p>1. 定期的に体重、体型（ボディコンディションスコア※など）、毛づやなどを評価し、良好な栄養状態であること 国十二条の二四</p> <p>2. 子猫は食欲があり、順調に体重の増加が認められること 国八条一</p>

※目視と触診で体型（特に体脂肪のつき具合）を9段階（または5段階）で評価する手法

C. 習性：猫が通常の習性を示せるようにする。

①施設	<p>1. 施設は、猫に逃げられないような作りであること 法七条3 国三条二四 細3条四 国共通3（1）ア</p> <p>2. 猫が遊ぶためのおもちゃなどを用意すること 細4条二</p> <p>3. 生活場所または運動場は、運動に適した十分な高さを備えていること 細3条一</p> <p>4. 他の猫や人との交流でストレスを感じたときに隠れられる場所を提供すること 細5条一ニ</p>
②管理	<p>1. 猫の年齢や健康状態に合わせて、方法や時間を定め運動させること 細5条一リ</p> <p>2. 子猫が親猫からはなれて暮らすことに慣れさせるための取り組みを行うこと 細</p>

	5条一ホ
③動物	<ol style="list-style-type: none"> 猫が寝る場所では、猫は立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること 細3条一 国共通1(2)ア 猫が生活に使える場所では、猫は歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の猫にふれずに横たわることができること 細3条一 国共通1(2)ア

D. 仲間：猫に適切な仲間を提供する。

①施設	
②管理	<ol style="list-style-type: none"> 生後3～7週の子猫同士が遊べる時間をもうけること 細5条一 国共通1(1) 繁殖を引退した猫の余生のすごし方を用意できること(飼いつづける、里親をさがす、など) 国第1の4
③動物	

E. 健康：痛み、怪我や病気から猫を守る

①施設	<p>(施設全般)</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築には、猫にとって有害な資材を使わないこと 細3条二 ハエ、蚊、ノミ、ネズミなどが、簡単に入れないような作りであること(または侵入を防ぐための設備があること) 細三条二二 施設の床、内壁、天井は、掃除や消毒がしやすい作りであること 細三条二三 猫や器具などを洗うための設備(流しなど)があること 細二条二四ホ 掃除をするための道具があること 細二条二四ヌ 施設や器具などを消毒するための用具があること 細二条二四ハ 集めた汚れたものやゴミを廃棄するまでの間、保管しておく場所があること 細二条二四ト 死んだ動物の遺体を、一時的に保管できる場所があること 細二条二四チ <p>(飼育設備)</p> <ol style="list-style-type: none"> 猫を飼うための設備(ケージ等)は、簡単に倒れないように建物の床などに確実に固定すること 細三条二七ニ 猫を飼うための設備(ケージ等)は、でっぱり、穴、くぼみなどで、猫がけがをしないような形や材質であること 細3条二 猫を飼うための設備(ケージ等)は、洗うことができる材質でできていること 細三条二七一 猫を飼うための設備(ケージ等)は、便や尿がもれにくい作りであること 細三条二七ロ 猫を飼うための設備(ケージ等)は、便や尿の受け皿となるトイレや床じきがある
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>こと 細 4 条四</p> <p>14. 猫を飼うための設備（ケージ等）は、外部から内部の様子を見通すことができる作りであること 国三条二七ハ</p> <p>15. 隣接する区画との間に、くしゃみによる飛沫を防ぐ対策を施すこと 国二十一条の二</p>
<p>②管理</p>	<p>(衛生)</p> <p>1. 猫を飼うための設備（ケージ等）の掃除は、1日1回以上行うこと 細 4 条三</p> <p>2. 猫を飼うための設備（ケージ等）を掃除して集めた汚れものやゴミは、施設の周りに臭いがもれないように保管すること 細 2 条一</p> <p>3. 猫を飼うための設備（ケージ等）が空いたときは、汚れをおとし、消毒してから保管すること 細 4 条五</p> <p>4. 施設内の掃除や消毒は、エリアごとに方法や頻度を決めて行うこと 細 2 条一</p> <p>5. 掃除と消毒を行ったことを台帳に記録し、これを5年間保管すること 細 2 条三</p> <p>(健康)</p> <p>6. 病気やけがの程度に応じて実施すべき対応や処置について手順を定めること 国二十一条の二 細 5 条二ニ</p> <p>7. 猫の病気やけがについて、診察や相談をする獣医師を決めておくこと 国二十一条の三 細 5 条二ニ</p> <p>8. 新しく飼いはじめる猫の健康状態を確認する方法や手順を定めること 細 5 条二イ</p> <p>9. 感染症がうたがわれる猫を、ほかの猫から隔離する手段を定めること 国共通 1 (1) キ</p> <p>10. 施設で飼われている猫の健康をチェックする方法と頻度を定めること 国十条 3 二 国二十二条の二</p> <p>11. 定期的に混合ワクチンを接種すること 細 5 条二ハ</p> <p>12. 消化管内寄生虫の予防対策を行うこと 細 5 条二ロ</p> <p>13. 外部寄生虫（ノミ、ダニ等）の予防対策を行うこと 細 5 条二ロ</p> <p>14. 人と動物の共通感染症（トキソプラズマ症など）の予防について、スタッフ教育を行うこと 国共通 4</p> <p>15. 届出が必要な動物由来感染症について、相談できる医師および獣医師を決めておくこと 国共通 4</p> <p>16. ブラッシング、シャンプー、爪切りなど、定期的なトリミングで、きれいで健康的な体を保つこと 国十二条の二五</p> <p>17. 1日1回以上の見回りを行い、猫の数と健康状態を台帳に記録し、これを5年間保管すること 細 5 条一カ</p> <p>18. 治療をつくしても回復が見込めない場合の安楽殺は、獣医師により苦痛を与えな</p>

	<p>い方法で行われること 国一般4 (繁殖)</p> <p>19. オス猫とメス猫は、わけて飼うこと 国一般3</p> <p>20. 猫種や成長度合いを考慮し、メス猫が交配に適する年齢について基準を定めると(例:交配は生後9ヶ月1日から、満8歳の前日まで) 国七条5 国5条三イ 国個別2(2)</p> <p>21. 出産後のメス猫の体調回復に必要な期間を考慮し、次の交配の適否を判断する基準を定めると(例:体力が十分に回復していない場合は、出産直後の発情では交配しない) 国七条5 国5条三ロ 国個別2(2)</p> <p>22. 猫種や成長度合いを考慮し、オス猫が交配に適する年齢について基準を定めると(例:交配は生後9ヶ月1日から、満8歳の前日まで) 国七条5 国5条三イ 国個別2(2)</p> <p>23. 種オス・台メスに必要な遺伝性疾患の検査項目を定め、その検査結果に基づき交配の適否を判断する基準を定めると 国5条三イ</p> <p>24. 生まれた子猫に異常が認められた場合(遺伝性疾患、問題行動など)、それ以降の交配の適否を判断する基準を定めると 国5条三イ</p> <p>25. 繁殖(交配や出産)について台帳に記録し、これを5年間保管すること 国5条三八 (子猫)</p> <p>26. 子猫の健康をチェックする方法と頻度を定めると 国十条三二 国二十二条の二</p> <p>27. 子猫の予防プログラムを定めると(初乳を飲ませる、混合ワクチンの接種など) 国二十一条の二 国5条二ハ</p> <p>28. 子猫にマイクロチップの埋め込みについて方針を定めると 国共通5</p>
<p>③動物</p>	<p>1. 定期的に体重、体型(ボディコンディションスコア*など)、毛づや、元気、食欲、排便、排尿等を評価し、良好な健康状態であること 国5条一カ</p> <p>2. 適切な時期に離乳することで、母猫と子猫のドラブルを防ぐこと(門歯が生え始めた子猫が母猫の乳首等を傷つける、傷が痛む母猫が母乳を欲しがる子猫に怒り出す、など) 国共通1(1)キ</p>

※目視と触診で体型(特に体脂肪のつき具合)を9段階(または5段階)で評価する手法

《参考資料と略称》

1. 動物の愛護及び管理に関する法律・・・国
2. 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則・・・国
3. 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目・・・国
4. 展示動物の飼養及び保管に関する基準・・・国